簡易支払い督促命令　　通知番号　１８３４７２８

この度ご通知致しましたのは、貴方が未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事をご通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。このまま連絡無き場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立ち合いのもと強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させて頂きますので、ご了承下さい。　民事訴訟及び、裁判取り下げのご相談に関しましては当局にて受付しておりますので職員までお問合せください。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ずご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日　２年６月４日

法務省管轄支局管理部　〒１０２－１１２３

東京都千代田区九段南１－２－１

相談窓口０３－[redacted]－[redacted]

受付時間９時―２０時